

(仮称) 小平市子ども条例のこどもの権利について

1 こどもの権利とは

こどもは権利の主体として大人と同じように権利が保障され、また、こどもは成長の過程にあることからこども特有の権利が保障される必要があります。子どもの権利条約で定める4つの一般原則をもとに特に大切なものとするこどもの権利について規定します。

2 (仮称) 小平市子ども条例のこどもの権利について (案)

こどもの権利

(こどもの権利の保障)

すべてのこどもは、児童の権利に関する条約及びこども基本法に基づき、権利の主体として尊重され、あらゆる場面でその権利が保障される。次に掲げる権利については、最も基本的な権利として特に大切にされなければならない。

(差別の禁止)

すべてのこどもは、その基本的人権が保障され、家庭の環境、経済的な状況、障がいの有無、性別などによって差別を受けることはない。

(こどもの最善の利益)

すべてのこどもは、年齢や発達の程度などに応じて、その最善の利益が優先して考慮される。

(生きる権利・育つ権利)

すべてのこどもは、その生命や身体が守られ、成長や発達のために必要な支援を受けることができる。

(こどもの意見の尊重)

すべてのこどもは、自分に関係のあることについて意見を表明する機会が確保されるとともに、年齢や発達の程度などに応じて、その意見が尊重される。

3 他市の状況

狛江市

第2章 子どもの権利

(基本となる権利)

第3条 子どもは権利条約及びこども基本法に基づき、子どもは権利の主体として大人と同じように権利が保障され、更に子どもは成長の過程にあることから子ども特有の権利が保障されます。市では、子どもの権利条約で定める4つの一般原則をもとに、次条から第7条までに掲げる子どもの権利を特に大切に保障されなければならない権利として定めます。

(生きる権利及び成長・発達する権利)

第4条 子どもは、安心して生きるため、社会から守られ支援を受けることができ、また、様々な

経験を通じて健やかかつ豊かに成長・発達することができます。この場合において、特に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 安心して安全に過ごすことができ、命が守られ尊重されること。
- (2) 愛情をもって大切に育まれること。
- (3) 健康に暮らすことができ、適切な医療を受けられること。
- (4) 暴力、いじめ、虐待及び体罰その他の権利侵害を受けず、放置されないこと。
- (5) 心や身体が疲れたときに安心して休息することができること。
- (6) 自由に遊び、学びたいことが学べ、多様な体験ができる環境が保障されること。

(ありのままでいられる権利)

第5条 子どもは、ありのままでいることができます。この場合において、特に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 個性や多様性が認められ、誰かと不当に比べられることなく、ありのままの自分でいられること。
- (2) 年齢、性別、国籍、言語、宗教、文化、発達、障がいの有無、家庭環境、個性及びそれぞれの特徴その他のいかなる理由によっても差別を受けないこと。
- (3) 平等に扱われ、公正に評価されること。この場合において、年齢、性別、国籍、言語、宗教、文化、発達、障がいの有無、家庭環境、個性及びそれぞれの特徴等により子どもにとって不利な点があるときは、合理的な範囲で配慮をされること。

(自分で自分のことを決める権利)

第6条 子どもは、自分に関することを自分で決めるための良好な環境を求めることができます。この場合において、特に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分に関することについて、成長・発達に応じて自分で選択して自己決定できること。この場合において、必要に応じて相談ができること。
- (2) 様々なことに挑戦することができ、その環境が保障されること。
- (3) 自己決定に際して、次条に規定する自分の意見、気持ち及び考えを表明・表現（以下「意見表明」といいます。）することができ、それらを受け止め応答してもらえ人間関係が保障されること。

(意見表明及び参加・参画する権利)

第7条 子どもは、意見表明することができ、自分に関わることについて参加・参画することができます。この場合において、特に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 意見表明の機会が確保されること。
- (2) 意見表明することができ、子どもの最善の利益の観点から、それらが尊重されること。この場合において、意見表明をしないことも保障されます。
- (3) 表明及び表現した意見、気持ち及び考えについて、検討された結果を知ること。
- (4) 対話をして協働できること。

(5) 地域の活動に参加・参画できること。

墨田区

(こどもの大切な権利)

第4条 区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設の関係者は、前条の基本理念に基づき、次の5つの権利が守られるよう努めます。

(1) 守られる権利

ア 命が守られること。

イ あらゆる犯罪、暴力、虐待、いじめなどから心身ともに守られること。

ウ こどもであるということや家庭環境、経済的な状況、障害、性別、性自認、国籍、人種、民族、文化などのあらゆることによって差別を受けないこと。

(2) 自分らしく育つ権利

ア 自分のペースに合わせて学び、遊び、休むことができること。

イ 失敗しても繰り返し挑戦することができる環境が整えられること。

ウ 年齢と発達の程度に応じて、自分で自分のことを決められること。

(3) 愛される権利

ア ありのままの自分を受け入れてもらうこと。

イ 自分の考えや気持ち、個性や能力が尊重され、大切にされること。

(4) 教育を受ける権利

ア 教育を受ける機会が平等に与えられること。

イ 将来の社会生活に役立つ実践的な学びについての教育が受けられること。

ウ 何が良くて何が悪いかを判断する力や相手を思いやる気持ちを育む教育が受けられること。

(5) 意見を表明し、参画する権利

ア 自分の意見を表明し、その意見が尊重されること。

イ 地域で行われる活動に参加することや自分から活動を始めることができること。

ウ 主体的に社会と関わることができるよう、ルールや決まり事の背景や意味について、説明を受けることができること。

杉並区

第2章 子どもの権利の保障等

(子どもの権利の保障)

第4条 全ての子どもは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利その他の権利を有する。

(1) 安心して生きる権利次のアからエまでに定めること。

ア 生命及び健康が大切にされること。

イその人格を尊重され、愛されること。

ウ私生活の秘密が侵されず、他人から過度に干渉を受けないこと。

エ安心できる居場所を確保することができること。

(2) 自分らしく生きる権利次のア及びイに定めること。

ア一人ひとりが個人として尊重されること。

イその興味又は関心等に応じた活動に取り組むことができること。

(3) 育つ権利次のアからウまでに定めること。

ア必要な支援を受けながら、多様かつ適切な環境で学ぶことができること。

イ年齢及び発達の程度に応じて遊ぶことができること。

ウ十分に休息することができること。

(4) 意見を聴かれる権利次のアからウまでに定めること。

ア必要な情報を得て、意見を表明することができること。

イ表明した意見が尊重されること。

ウ多様な社会的活動に参画することができること。

(5) 守られる権利次のア及びイに定めること。

ア暴力、虐待、いじめ、体罰その他の子どもの品位を傷つけ、又はその心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動（以下「暴力等」という。）から保護されること。

イ暴力等による被害を受けた場合に、適切かつ迅速に支援及び救済を受けることができること。

(6) 個別の必要に応じて支援を受ける権利次のア及びイに定めること。

ア子ども及びその家族の国籍、民族、性別、性自認、性的指向、財産の状況、障害の有無その他の属性又は状況により分け隔てられることなく共生できること。

イその置かれている状況に応じ必要な支援を受けることができること。

2 何人も、前項の子どもの権利を尊重しなければならない。

（暴力等の禁止等）

第5条何人も、子どもに対して、暴力等をしてはならない。

2 前項に定めるもののほか、何人も、子どもに対して、不当な差別的取扱いその他の権利利益を不当に侵害する行為をしてはならない。

国立市

（子どもの権利）

第5条 子どもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、この章に定める権利を始めとする子どもの権利が保障される。

2 子どもは、その権利が保障されるに当たっては、一人の人間として生き、育つために尊重されるとともに、成長及び発達の段階、個性等を踏まえて配慮がされる。

（安心して生きる権利）

第6条 子どもは、安心して生きる権利として、次に掲げることが保障される。

- (1) 自らの命を大切に思い、そのかけがえのない命が守られること。
- (2) 愛情をもって大切に育てられること。
- (3) 健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のため適切な医療を受けること。
- (4) あらゆる差別を受けることがないこと。
- (5) 虐待、体罰、いじめその他の心身に対するあらゆる暴力及び不当な取扱い（以下「不当な取扱い等」という。）から守られること。
- (6) いつでも安心して相談し及び助けを求めることができること。
- (7) 安定した生活を送り並びに成長し及び発達する上で必要となる社会保険その他の社会保障からの給付を受けること。
- (8) プライバシーや誇りが守られること。

（自分らしく心豊かに育つ権利）

第7条 子どもは、自分らしく心豊かに育つ権利として、次に掲げることが保障される。

- (1) 自由に気持ちや考えを持つこと。
- (2) 自由に気持ちや考えを表現すること。
- (3) 自分らしさが認められ、尊重されること。
- (4) 仲間を作り、様々な人々と触れ合うこと。
- (5) 温かい見守りの中で、地域や社会の活動に参加すること。
- (6) 成長及び発達の段階、個性等に合わせて学ぶこと。
- (7) 自然、文化、芸術、スポーツ等に親しむこと。
- (8) 心身に必要な休息を取り、自由に遊び、及び安心して過ごすことのできる時間と場所を持つこと。

（意見を表明する権利、意見が尊重される権利及び参加する権利）

第8条 子どもは、意見を表明する権利、意見が尊重される権利及び参加する権利として、次に掲げることが保障される。

- (1) 自分の気持ちや考えを表明すること。
- (2) 自分の表明した 気持ちや考えが、成長及び発達の段階、個性等を踏まえて尊重されること。
- (3) 自分の関わる環境における意思決定の場や政策決定の場に参加すること。
- (4) 自分に関する情報その他自分の成長に役立つ多くの情報を大人又は社会に求め、集めること。

江東区

（安心して生きる権利）

第4条 こどもは、安心して生きるため、次の権利が守られます。

- (1) 命が守られ、愛され、大切にされること。
- (2) 健康が守られ、必要な医療や行政サービスが受けられること。

(3) 身体的・精神的な暴力や虐待を受けないこと。

(4) 家庭の環境、国籍、文化の違い、年齢、性別、性のあり方、障害や病気のあるなしなどにより差別をされないこと。

(自分らしく育つ権利)

第5条 子どもは、自分らしく育つため、次の権利が守られます。

(1) 遊び、休み、学ぶこと、そのために必要な環境が整えられること。

(2) 様々な文化や芸術、スポーツ、自然などに触れて豊かな経験ができること。

(3) 自分の考えで仲間を作り、集まること。

(4) 自分の個性や可能性が大切にされること。

(守られる権利)

第6条 子どもは、自分の心や身体を守るため、次の権利が守られます。

(1) 健やかな育ちを害するものから守られること。

(2) プライバシーや名誉が守られること。

(3) 不安なことや困ったことがあった時に、おとなに必要な支援や助言を求め、おとなにしっかりと自分の思いを受け止めてもらうこと。

(自分の意見などを明らかにし、参加する権利)

第7条 子どもは、自分にかかわりのあることについて意見を伝えたり、様々な活動に参加するため、次の権利が守られます。

(1) 自分の意見などを言葉その他の方法で自由に表現し、家庭や育ち学ぶ施設、地域のおとな、区などに伝えること。

(2) 自分の意見などを考えるために自分にとって必要な情報をわかりやすく、おとなや社会から得られること。

(3) こどもの意見などは、おとなの意見と同じように大切にされ、おとなや社会に受け止められること。

(4) 自分の考えで様々な活動に参加すること。

北区

第二章 子どもの権利の保障

第一節 大切な子どもの権利

第四条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設しせつおよび団体の活動、地域社会等のあらゆる場面において、特に次にかかげる権利が保障されます。

一 自分の意見、考え、気持ち等（以下「意見等」といいます。）を表明し、およびそれが尊重されること。

二 身体的または精神的な暴力を受けないこと。

三 家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、年齢、性別、障害の有無、国籍、性のあり方等により

差別をされないこと。

四 安全・安心に過ごせること。

五 ゆったりと安心できる場所で休めること。

六 プライバシーが大事にされること。

七 遊ぶこと。

八 様々なさまざまな文化、芸術、スポーツ等にふれ、および親しむこと。

九 くり返し挑戦できること。

十 なやんでいること、困っていること等を相談できること。

十一 一人ひとりに応じた学ぶ環境が確保されること。

武蔵野市

第2章 保障すべき子どもの権利

（子どもにとって大切な子どもの権利）

第3条 子どもは、子どもの権利条約に基づき、権利の主体として子どもの権利が保障されます。この場合において、次に掲げる子どもの権利は、特に大切なものとして保障されなければなりません。

- (1) 安心して生きる権利
- (2) 自分らしく育つ権利
- (3) 遊ぶ権利
- (4) 休息する権利
- (5) 自分の意思で学ぶ権利
- (6) 自分の気持ちを尊重される権利
- (7) 意見を表明し、参加する権利
- (8) 差別されずに生きる権利

町田市

第2章 子どもの権利

（生きる権利）

第3条 子どもには、安心して生きるために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情及び理解を持って育まれること。
- (3) 健康に配慮され、適切な医療を受けられること。
- (4) 暴力、いじめ、虐待その他の権利の侵害（以下「暴力等」といいます。）を受けず、放置されないこと。

（育つ権利）

第4条 子どもには、健やかかつ豊かに成長するために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 安心して休息し、自由に遊び、及び学びたいことを学ぶこと。
- (2) 様々な芸術、文化及びスポーツに触れ、かつ、親しむこと。
- (3) 個性及び他者との違いが認められ、ありのままの自分であることができること。
- (4) 成長に応じて抱える悩み又は困りごとについて、相談をすることができ、助言その他の支援を受けられること。

(守られる権利)

第5条 子どもには、自分を守り、又は守られるために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 暴力等を受けたときに保護及び支援を受け、並びに救済を求めることができること。
- (2) 成長が阻害される状況から保護されること。
- (3) 子どもであることその他いかなる理由によっても差別等の不当な扱いを受けないこと。
- (4) 自分に関する情報を不当に利用されないこと。
- (5) 障がいがあること、経済的に困難な状況にあることその他自分の置かれた状況に応じて、必要な支援を受けられること。

(参加する権利)

第6条 子どもには、自分に関わることについて参加するために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分の意見又は考え（以下「意見等」といいます。）を表明する機会が与えられ、意見等を表明することができること及びその意見等が尊重されること。
- (2) 自分に必要な知識及び情報を得ることができること。
- (3) 自分の意思で仲間をつくり、仲間と集い、及び仲間と活動すること。

荒川区

(子どもの権利)

第4条 子どもは、児童の権利に関する条約の考えに基づき、あらゆる場面で、特に次に定める権利が大切に守られます。

- (1) 健康に生き、適切な医療が受けられ、命が守られること。
- (2) 適切な保育と教育、生活への支援等を受け、持って生まれた能力を十分に伸ばして育つことができること。
- (3) 暴力、虐待並びに搾取及び有害な労働等から守られること。
- (4) 自由に意見を表現し、仲間を作ることができること。

中野区

第2章子どもの権利の保障

(あらゆる場面における権利の保障)

第9条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設および団体の活動、地域社会等、あらゆる場面において、特に次に定める権利が保障されます。

- (1) 身体的または精神的な暴力を受けないこと。
- (2) 健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること。
- (3) 家庭的な環境のもとで育つこと。
- (4) 自分の意見等を表明し、それが尊重されること。
- (5) 学び、休み、および遊ぶこと。そのために必要な環境が整えられること。
- (6) 権利を持つ個人として尊重され、自分についての情報を知ること。
- (7) 失敗をしてもやり直せること。そのために必要な環境が整えられること。
- (8) 子どもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること。
- (9) 家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、国籍、人種、民族、文化、障害の有無、性別、性自認、性的指向等により差別をされないこと。
- (10) 子どもであることを理由に不当なあつかいを受けないこと。

多摩市

(子ども・若者の権利)

第4条 子ども・若者には、生きる権利、育つ権利 及び守られる権利 並びに抱える困難に応じて必要な支援を受ける権利があります。

2 子ども・若子ども・若者には、社会の一員として、意見を表明し、暮らしやすいまちの実現に向けて参画する権利があります。

3 子ども・若者には、結果にとらわれず、自らの意思で挑戦し、その挑戦を後押しされながら成長する権利があります。

江戸川区

(大切な権利)

第三条 子どもは、児童の権利に関する条約の考えにもとづき、生まれたときから権利を持つ人として、その権利が大切に守られます。

2 江戸川区、保護者や区民、育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが健やかに成長していくために、特に次の四つの権利を大切にしていきます。

一 子ども自身が、自分が大切にかけがえのない存在であることを実感でき、平和や安全が確保されるなかで、自分らしく成長できるよう支援を受けることができること。

二 子ども自身が、自由に意見を表すことができ、自分の思いや意見が受け止められ、年齢やころ、

からだの発達に応じてしっかりと考えてもらうことができること。

三 子どもが、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること。

四 子どもに関するすべての活動において、その子どもにとって最もよいことをしっかりと考えてもらうことができること。

3 子どもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、自分以外の人の権利を大切にします。